令和７年４月２８日

保 護 者 各 位

福岡県立北九州高等学校長

新型コロナウィルスによる出席停止届に必要な提出書類について（お知らせ）

晩春の候、保護者の皆様におかれましては、益々御清祥のこととお喜び申し上げます。平素より本校の教育活動に御理解、御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウィルスが感染症法上の５類に移行されて２年が経ちますが、未だ感染は収まっていない状況にあります。

新型コロナウィルスに罹患したと医療機関から診断され、休養、加療等の指示があり、学校を欠席した場合、学校保健安全法施行規則により「出席停止」となります。（学校を欠席しても欠席扱いとはなりません。）そのため、医療機関の診断にもとづき、学校が「出席停止」措置が必要であると判断するためには、罹患状況を正しく把握する必要があり、証明書等の提出をお願いしております。

証明書等の提出について、担任からお伝えさせていただいておりますが、この書面にて改めてお伝えさせていただきます。

高等学校においては、小・中学校とは異なり、出席の状況が進級・卒業の要件となるとともに、進路実現においても重要なものとなります。

つきましては、下記内容について、再度御確認いただくとともに、感染症拡大防止のため、御理解、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

記

新型コロナウィルスに罹患した場合、下の①または②の提出をお願いいたします。

① 医師による診断書（医師が証明する書類であればよい）

② コロナ陽性とわかる検査結果（生徒氏名、病院名、医師名が記載されたもの）

以下のものは、新型コロナウィルスに罹患したことが判断できないため、上記①または②の提出を再度お願いすることになります。御注意ください。

・薬の処方箋（コロナの薬とは記載されていない場合は不可）

・自宅で行った簡易キットの結果（あくまでも自己判断なので、不可）

・明細書（検査をしたことしかわからないので、不可）

「出席停止」は、医師が認めた学校感染症にのみ適用されるものです。そのため、必ず医師の証明が必要であることを御理解いただき、証明が得られなければ欠席にせざるを得ないことを、御了承ください。なお、インフルエンザその他の学校感染症に罹患した場合についても、基本的には同様です。御不明な点がありましたら、担任にお尋ねください。